

ご活用ください

個人住民税(町県民税)の 特別徴収(給与天引き)制度

個人住民税の特別徴収とは…

事業者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員が居住する市町村に納入する制度です。

※地方税法第321条の3と町税条例第44条で規定されています。

対象となる事業者は…

所得税の源泉徴収を行う事業者は、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。

※地方税法第321条の4と町税条例第45条で規定されています。

特別徴収のメリットは…

①年税額を4回に分けて個人で納める「普通徴収」制度に比べて「特別徴収」制度では、12回に分けて毎月の給与から天引きとなるため、1回あたりの税負担が少なくなります。

(年税額は同じです)

②市町村や金融機関へ納税に出向



くまもとサプライズ
イメージキャラクター
「くまモン」

く必要がなく、納め忘れや延滞金の心配がなくなります。

③所得税は、事業者が毎月の給与から徴収額を計算しなければなりません。個人住民税は、市町村が事業者から徴収額を通知しますので、計算する必要があります。

※詳細については、役場税務課にお尋ねください。

※益城町ホームページにも、特別徴収について掲載しています。

益城町HP↓くらし・環境↓税金↓個人住民税特別徴収の全体的推進について

個人事業者のみならずへ

消費税の届出書の提出は お済みですか？

現在、消費税の免税事業者となつていて、平成22年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた人は、平成24年分は消費税の課税事業者となります。

この場合、「消費税課税事業者届出書」を速やかに熊本東税務署長に提出することが必要となります。また、平成24年分が課税事業者となる人で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする人(平成

22年分の消費税の課税売上高が5,000万円以下の人に限られます)は、消費税簡易課税制度選択届出書を平成23年中(12月31日まで)に納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

なお、簡易課税制度の適用を受けた人は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。詳しくは、熊本東税務署へお尋ねください。

申告用

国民健康保険税の 「納付確認書」を お送りします

あなたが納められた国民健康保険税は、年末調整や確定申告の際に申告されますと、所得控除(社会保険料控除)の対象となります。

そこで、本年中(12月まで)に国民健康保険税を納められた世帯主に対し、「国民健康保険税納付確認書」を、**年明け1月下旬**にお送りします。

早めにこの確認書が必要な人は、役場税務課窓口で発行しますので、12月中に納付された分の領収書をご持参ください。

なお、窓口での交付につきましては、個人情報の保護のため「納税義務者」「納税義務者と同一世帯の人」または「納税義務者の委任状を持つ人」をその対象とさせていただきます。

詳しくは、役場税務課住民税係へお尋ねください。

問い合わせ先

個人住民税の特別徴収制度と国民健康保険税納付確認書について
役場税務課 住民税係 ☎ 286-3111 内線 355、141、142
消費税の届出書について
熊本東税務署 ☎ 369-5566(自動音声案内)